

(2) 横断歩道口部

① 点状ブロック

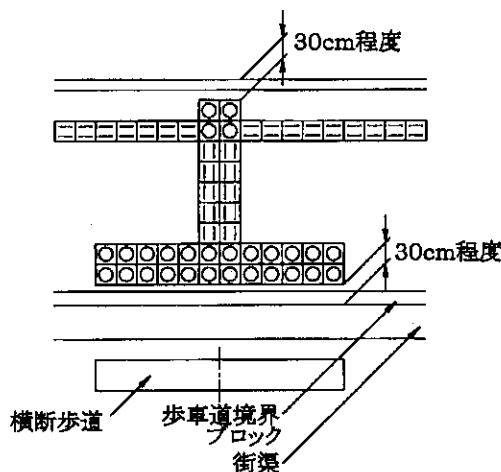
①-1 列数

横断歩道口部では、点状ブロックを2列に敷設するものとする。

<解説>

点状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」(p3)にて記述した内容により定めた。

図3-13 横断歩道口部（横断歩道が歩道と直角の場合）



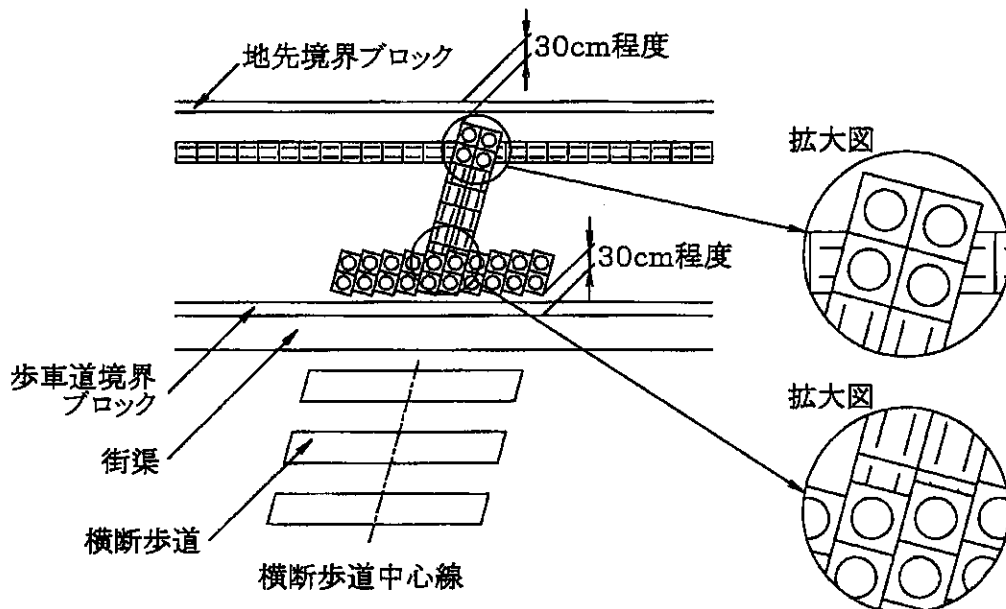
①-2 横断歩道の方向との関係

横断歩道口部における点状ブロックは、横断歩道の方向と平行に敷設するものとする。

<解説>

横断歩道が斜めに設置されている場合は、点状ブロックの向きを認識できる視覚障害者の利用を考慮して、縁石の方向とは無関係に、横断歩道の方向と平行に敷設するものとする。

図3-14 横断歩道口部（横断歩道が斜めの場合）



①-3 敷設幅

横断歩道口部では、点状ブロックの敷設の長さは、横断歩道の幅に合わせるものとする。

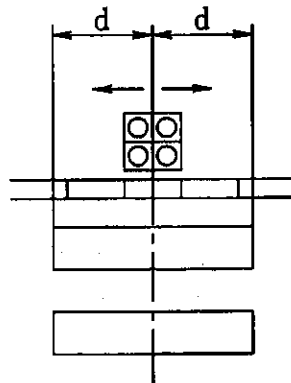
<解説>

実際には横断歩道の幅は視覚障害者誘導用ブロックの大きさと整数倍とは限らないため、図3-15のような手順にて点状ブロックの敷設位置を定める。

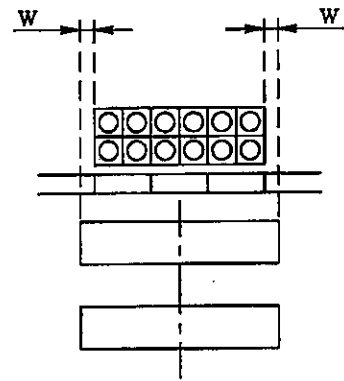
図3-15 点状ブロックの敷設手順

手順1

→ 手順2



横断歩道又は通常の通行可能範囲の中心線を歩道上まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを敷設する。



Wの大きさが、30cm未満となるまで、点状ブロックを敷設する。

①-4 車道との距離

横断歩道口部の点状ブロックは、歩車道境界から30cm程度離して敷設するものとする。なお、歩車道境界曲線部の場合は、車道と最も近接する点状ブロックの角と歩車道境界との距離を30cm程度離して、ずらしながら敷設するものとする。(図3-26、p25)

<解説>

歩車道境界からの30cmの離隔は、車両への接触を防止するための設置余裕幅として設けるものである。

② 線状ブロック

②-1 線状ブロックの列数

横断歩道口部では、線状ブロックを2列に敷設するものとする。

<解説>

歩道巻込部において連続誘導がある場合はこの限りではない。(p25、「③-2. 歩道巻込部」にて後述)

②-2 横断歩道の方向との関係

横断歩道の方向と線状ブロックの線状突起の方向とが同一方向となるように敷設するものとする。その際、線状ブロックと横断歩道口部の点状ブロックとの間に生じる隙間は、その隙間の形状に加工した線状ブロックを用いて埋めるものとする。

<解説>

ガイドラインでは、現場加工せず、隙間はそのまま残すこととしている。しかし、「歩行実験」では、隙間を埋めるよりも埋めない方がよいとする人は皆無であり、隙間をそのまま残すことへの強い要望がなかった。一方、「隙間にも線状ブロックを設置した方がよい」と、より積極的に隙間を埋めることを求める人は半数近くあった。この結果を踏まえて、隙間にも線状ブロックを設置することとした。

隙間の形状の加工については、図3-14 (p18) を参照のこと。

②-3 位置

線状ブロックは、横断歩道口部の点状ブロックの中央（横断歩道幅の中央）につなぐよう敷設することを基本とする。

<解説>

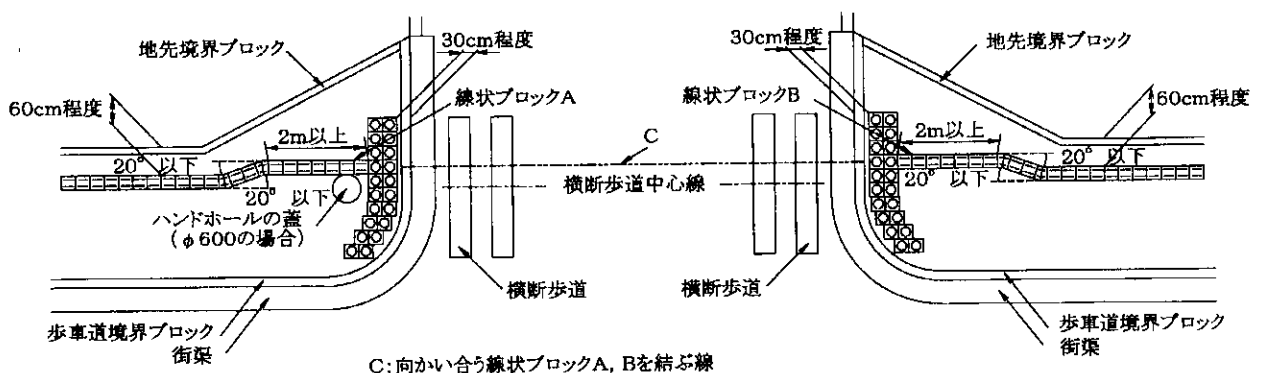
「1-8 敷設の原則8」(p3)にて記述した内容により、定めた。

視覚障害者にとって、横断歩道をまっすぐに渡りきることは難しいようである。個人差はあるものの、最大で、左右それぞれ45° ぐらいのズレが生じる場合もあるため、中心部を案内するものとする。

なお、ハンドホールの迂回のため点状ブロックの中央につなぐことができない場合は、屈曲させる方向は、図3-16のように安全側に配慮して、車道横断部に達した時に、交差点中央部から、より離れた位置になる方向とする。この場合、対面側の線状ブロックBは、その中心線が、線状ブロックAの中心線の延長上に来るように敷設するものとする。

また、迂回した区間の延長を2m以上確保するにあたっては、図3-16のように点状ブロックとの交差点から2m以上確保することとする。この2mは、視覚障害者誘導用ブロックに沿って歩きながら、直進の方向を体で把握するために必要と考えられる距離である。

図3-16 ハンドホールを避けるために屈折させる場合



②-4 長さ

線状ブロックは歩道幅員により変化するが、横断歩道口部の点状ブロックから、官民境界より30cm程度離れた位置まで敷設するものとする。なお、誘導のない場合は官民境界側に敷設する2枚を、誘導のある場合あるいは誘導のない場合でも歩道の向きの案内用の線状ブロックがある場合は官民境界側に敷設する4枚を、点状ブロックとする。

<解説>

図3-17のBの点状ブロックについては、対面方向から横断歩道を渡ってきた視覚障害者が、線状ブロックに導かれて、官民境界にある塀や、建物に衝突することを防ぐために敷設するものである。一般に進行方向に向かって1列(30cm幅)の敷設の場合は跨ぎ越す恐れがあり、視覚障害者誘導用ブロック(この場合は点状ブロック)のみによって注意喚起を行なう場合には2列(60cm幅)の敷設が必要である。しかし、進行方向が塀や建物である場合は、足もとの視覚障害者誘導用ブロックで確認するより先に、白杖で塀や建物を感じることが可能である。この場合、むしろ、白杖で感知したものが一時的に歩道に置かれた障害物であるのか、あるいは塀や建物であるのかを判断できるようにすることが必要である。このため、視覚障害者が立ち止まって足元の点状ブロックを確認できるようにしておけばよいので、敷設は1列でよい。

なお、官民境界から30cm程度まで敷設することについては、線状ブロックにて連続的誘導していない交差点等では、官民境界側の塀や建物等に沿って歩いてくる視覚障害者が、視覚障害者誘導用ブロックを踏み逃がす恐れがあり、交差点等の存在を認知できない可能性があるため、必要な範囲が定められている。

また、A1の点状ブロックについては、「1-8 敷設の原則 4)」(p3)にて記述したように、跨ぎ越すことのないように、そして横断歩道へ誘導する線状ブロックとの交差部であることを案内するために、進行方向からみて点状ブロックを2列に敷設している。従って、誘導のある場合あるいは誘導のない場合でも歩道の向きの案内用の線状ブロックがある場合は官民境界側には点状ブロックを4枚敷設することになる。

図3-17 横断歩道口部の敷設例

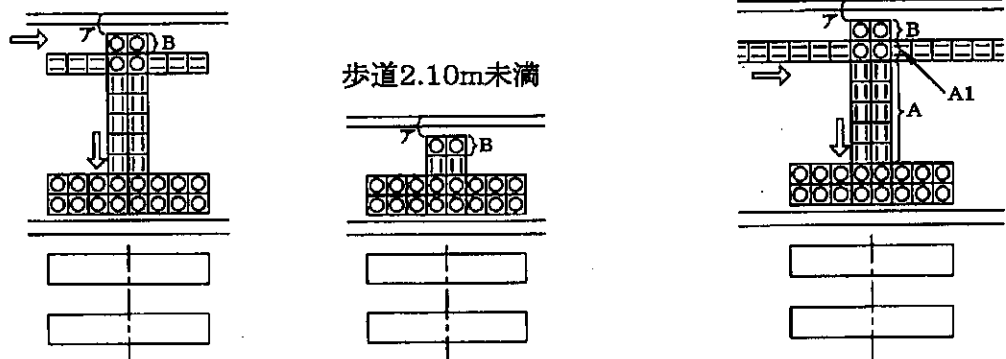
部分的(誘導のない場合)

歩道の向きの案内用がある場合

歩道の向きの案内用がない場合

連続的(誘導がある場合)

A=30cm程度



③ 連続誘導がある場合

③-1 交差点

「(2) 横断歩道口部」で示した点状ブロックと線状ブロックの敷設に基づき敷設するものとする。

その上で、2箇所の横断歩道口部のそれぞれの「交差点」を線状ブロックで繋ぐものとする。

なお、敷設に際しては、歩道幅員や、横断歩道の向き等の条件により、様々なケースが生じると考えられるが、図3-18~24の敷設形状を基本とする。

図3-18

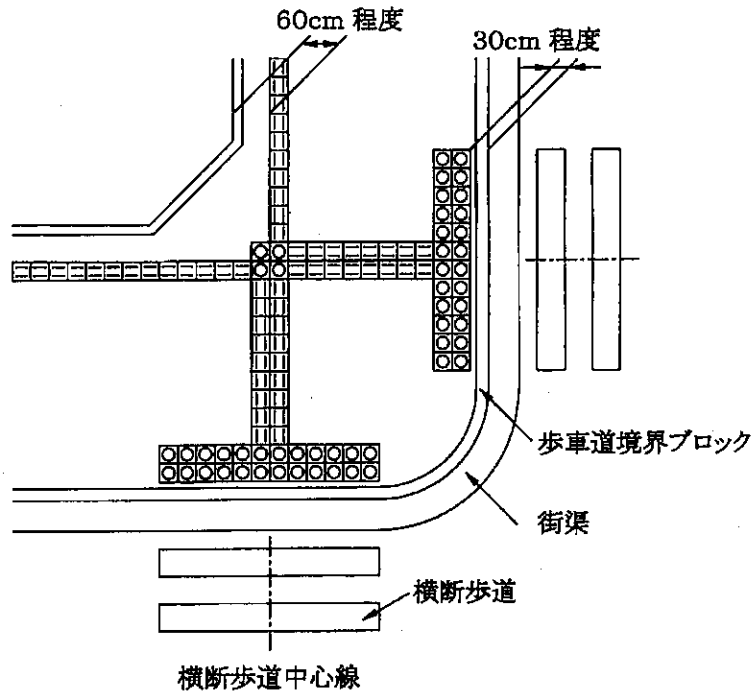


図3-19

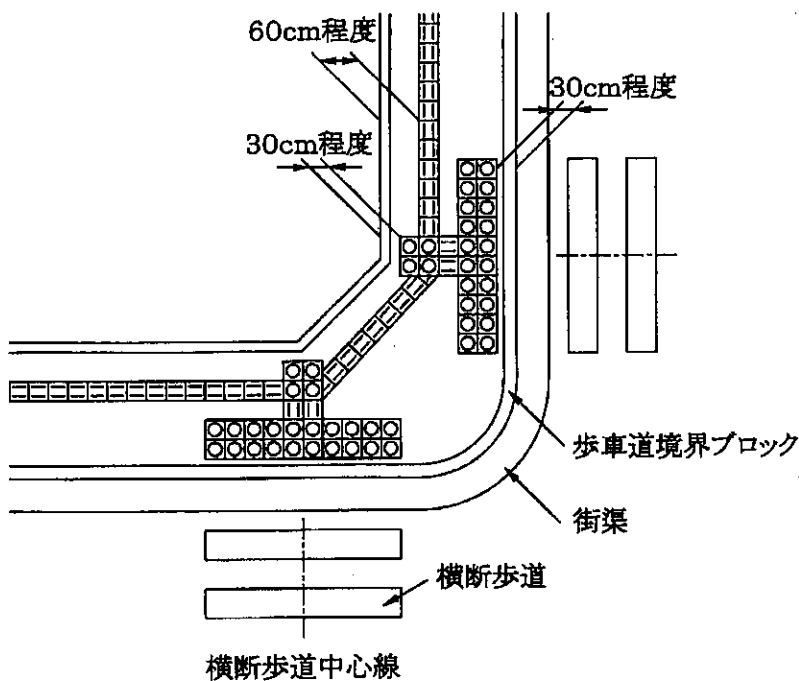


図3-20

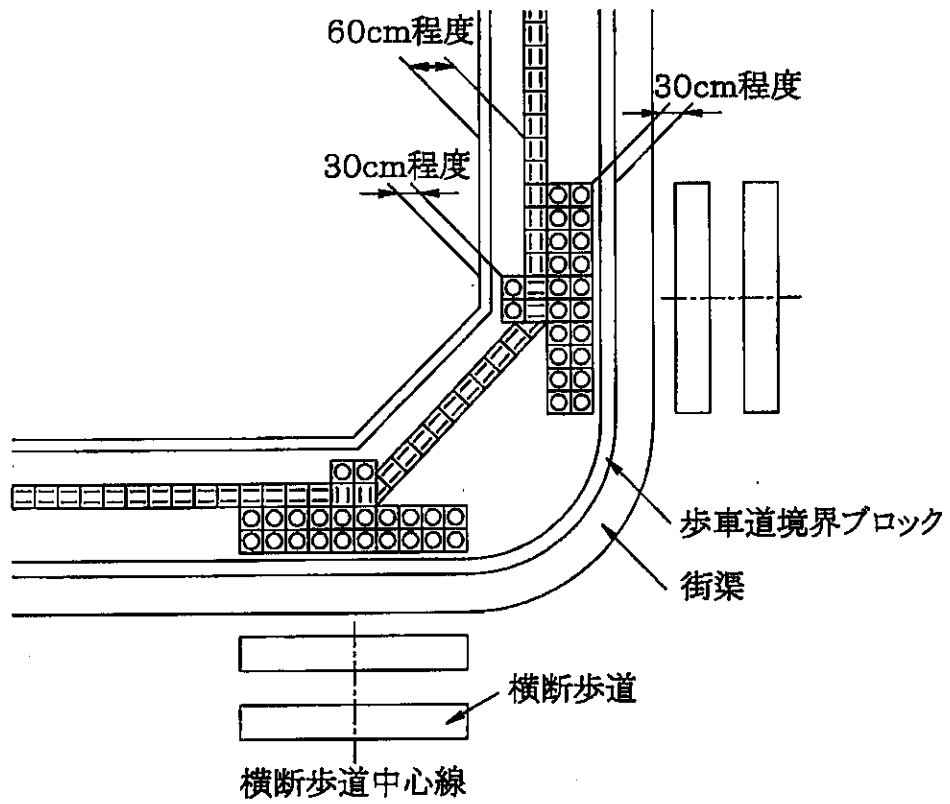


図3-21

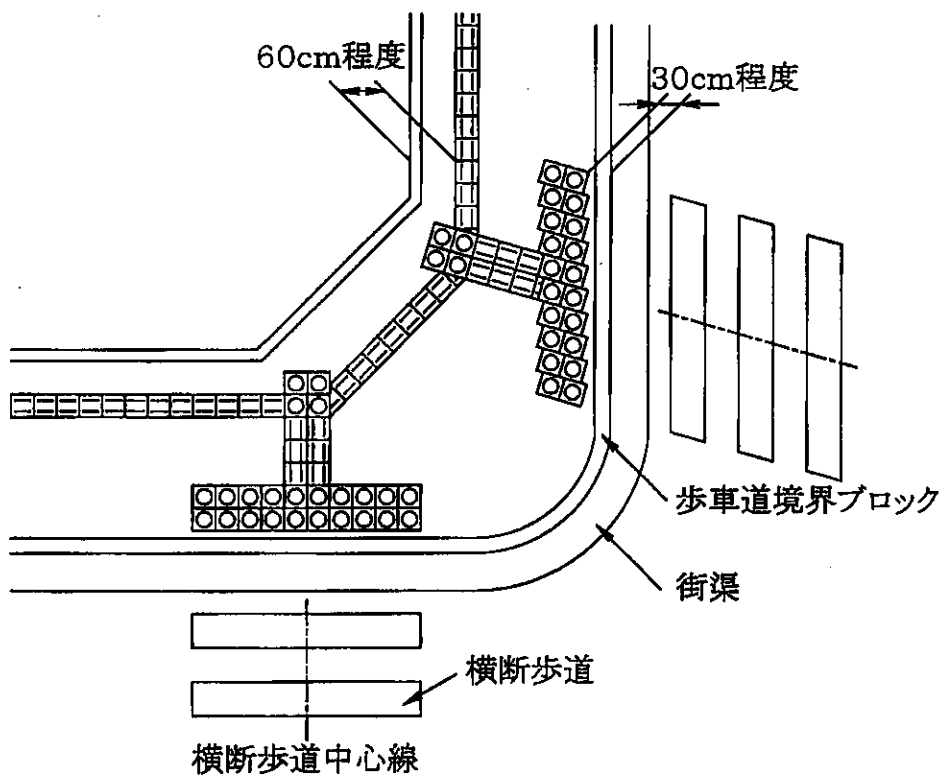


図3-22

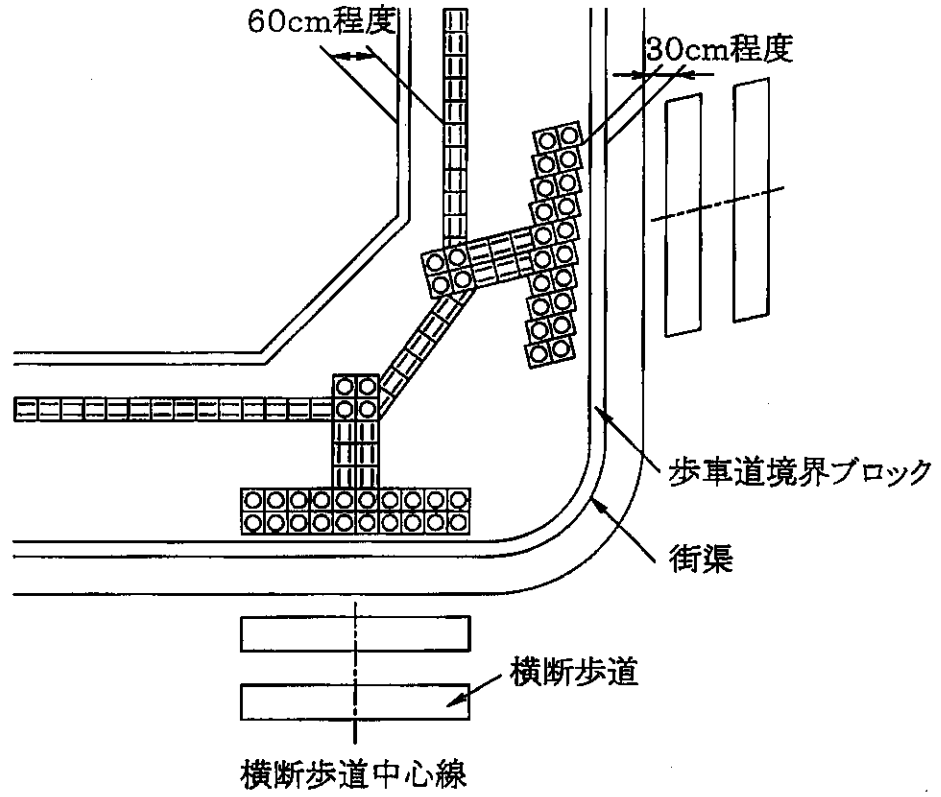


図3-23

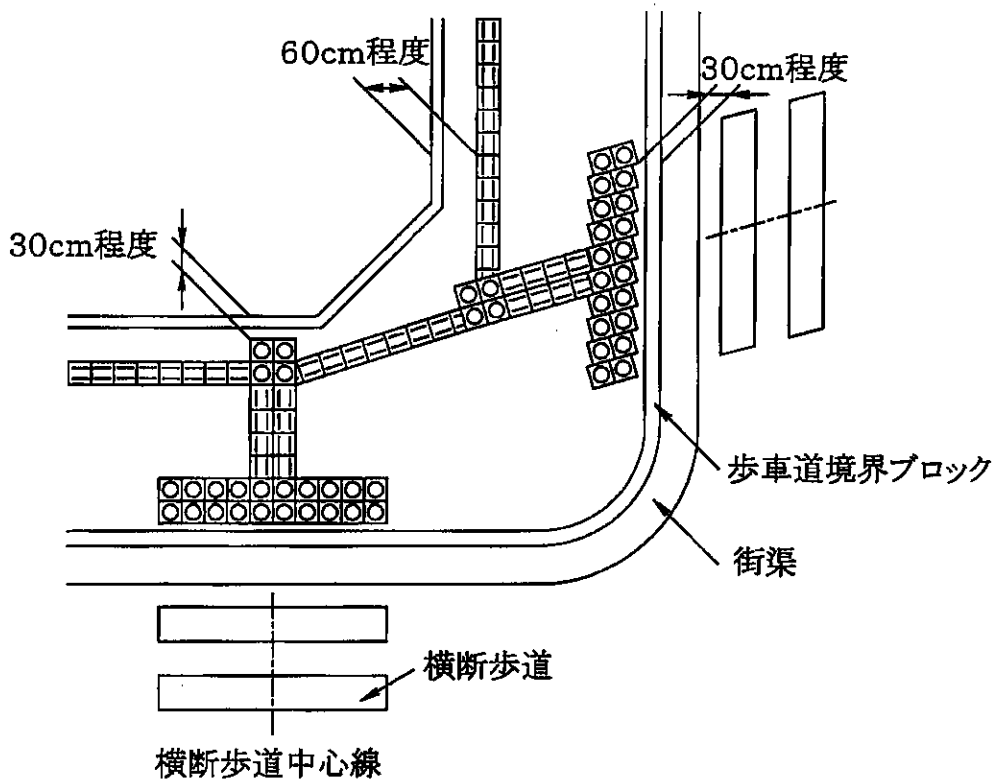
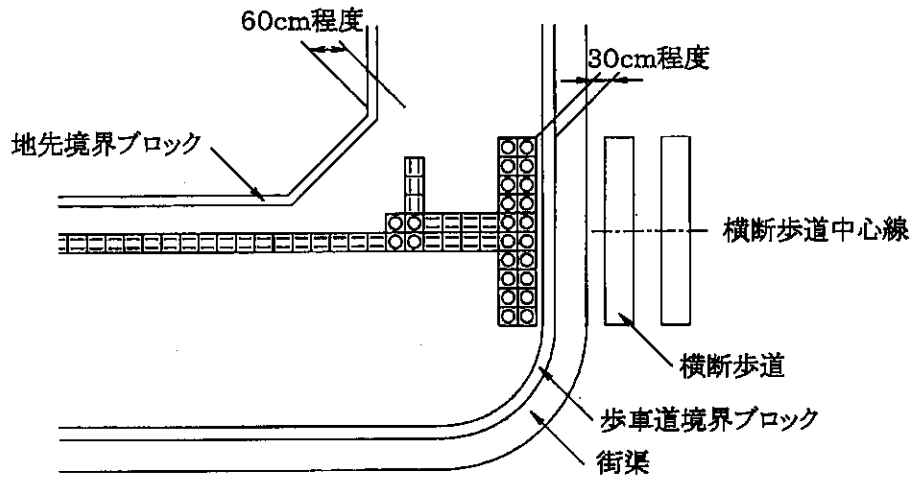


図3-24



③-2. 歩道巻込部

「(2) 横断歩道口部」で示した点状ブロックと線状ブロックの敷設に基づき敷設するものとする。
 但し、線状ブロックにより連続して誘導する場合の直進方向については、線状ブロックは1列の敷設とする。

図3-25 横断歩道口部が進行方向の1方向のみの場合
 (屈折させてすり付けをおこなった例)

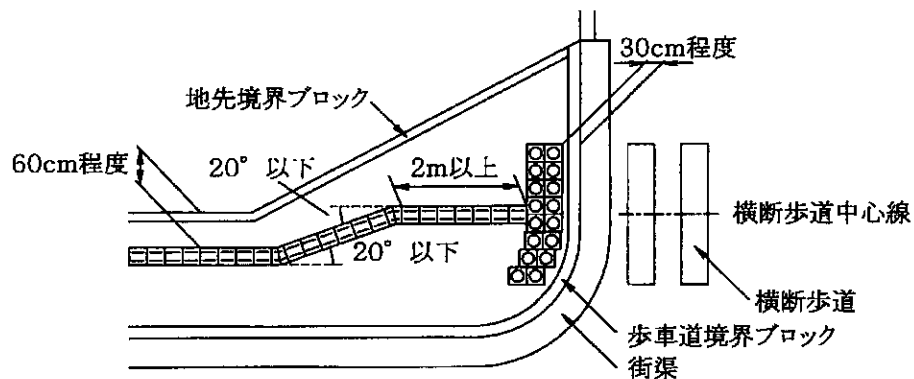
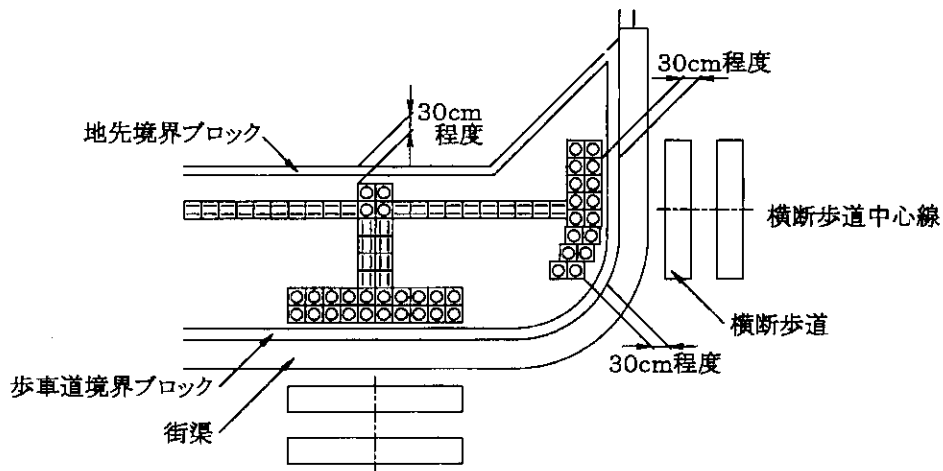


図3-26 横断歩道口部が2方向ある場合



③-3. 歩道の途中

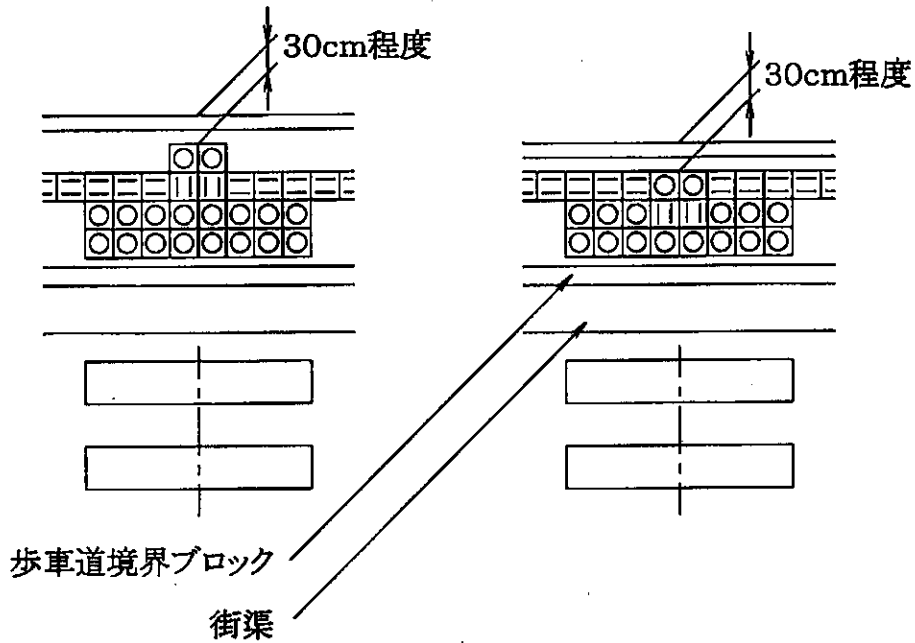
横断歩道口部では、「(2) 横断歩道口部」で示した点状ブロックと線状ブロックの敷設に基づき敷設するものとする。(図3-13、図3-14、p18)

また、歩道幅員が2.5m未満の歩道においては、横断歩道口部の線状ブロックと、歩道を誘導する線状ブロックとの「交差部」を4枚の点状ブロックで形成することが難しいため、図3-27に示す形状で敷設するものとする。

図3-27

歩道幅員：1.80m～2.10m未満
の場合

歩道幅員：1.50m～1.80m未満
の場合



④ 連続誘導がない場合

④-1. 交差点

歩道部から連続的に誘導する場合と異なるのは、歩道部を誘導している線状ブロックが無く、それとの交差点について考慮する必要がないという点だけである。それ以外の敷設の基本形状は、「③連続誘導がある場合」(p22)に準ずるものとする。

なお、歩道部を誘導する線状ブロックがないため、歩道の向きのご案内用として、歩道に沿った方向に線状ブロックを3枚敷設するものとする。敷設に際しては、ブロックの端から官民境界まで60cm程度確保した位置に敷設するものとする。

<解説>

歩道幅員が2.1m未満の歩道においては、すぐそばの民地側の塀や建物により、歩道の向きの確認が容易であると考えられること、また、この3枚の線状ブロックが、かえって横断歩道口部の視覚障害者誘導用ブロックの敷設パターンを分かりにくくすると考えられることなどから、図3-30に示すように、Bの線状ブロックは敷設しないものとする。

交差点において一方向にしか横断が可能でない箇所において、図3-34のように歩道の向きを案内する線状ブロックC1が車道方向へ向いてしまう場合は、歩道の向きを案内できるように線状ブロック3枚をC2のように敷設するものとする。図3-35のように、歩道に沿った方向に線状ブロックDで案内できる場合は、線状ブロックA、Dともに敷設するものとする。

図3-28

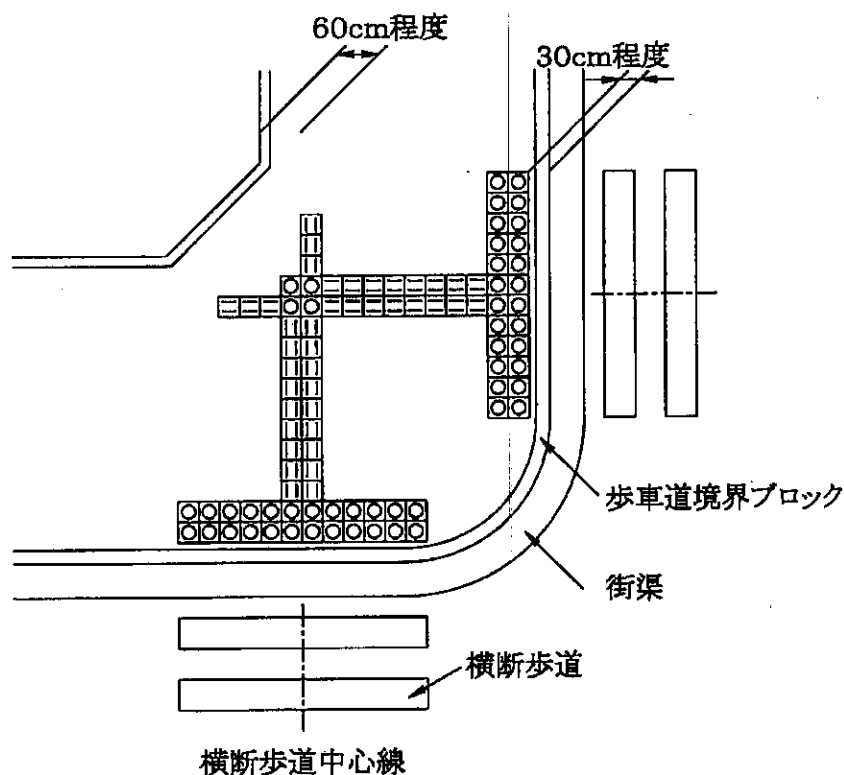


図3-29

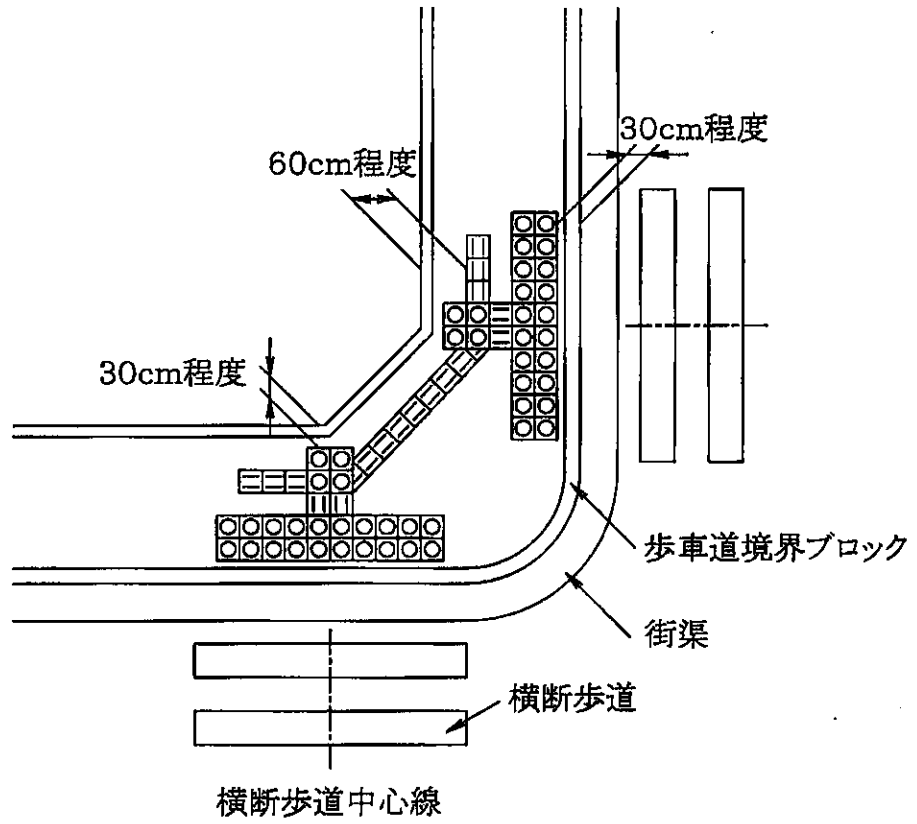


図3-30

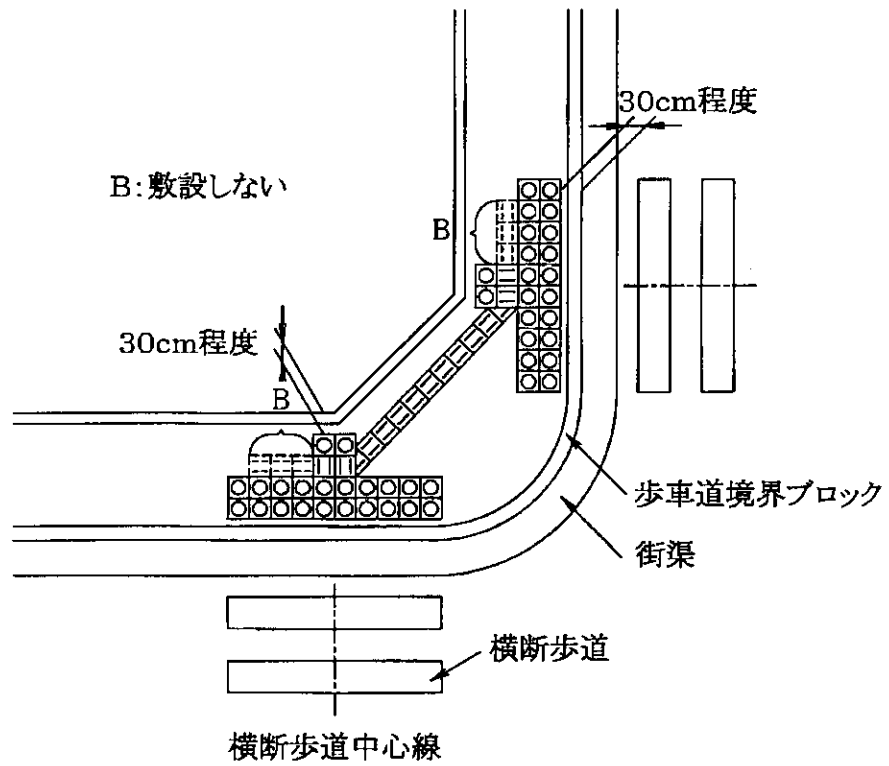


図3-31

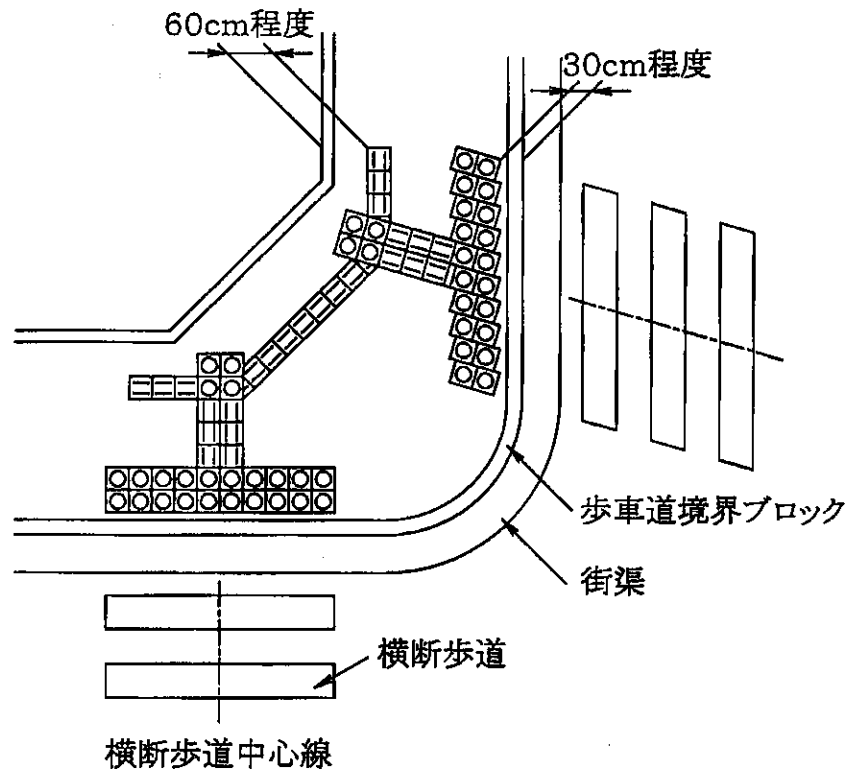


図3-32

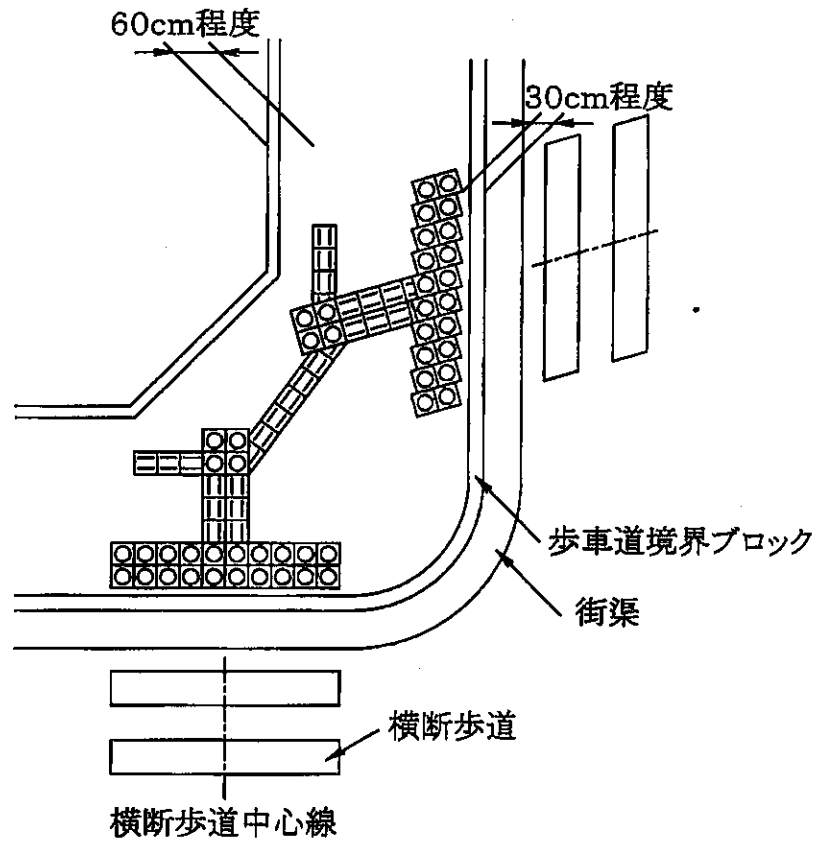


図3-33

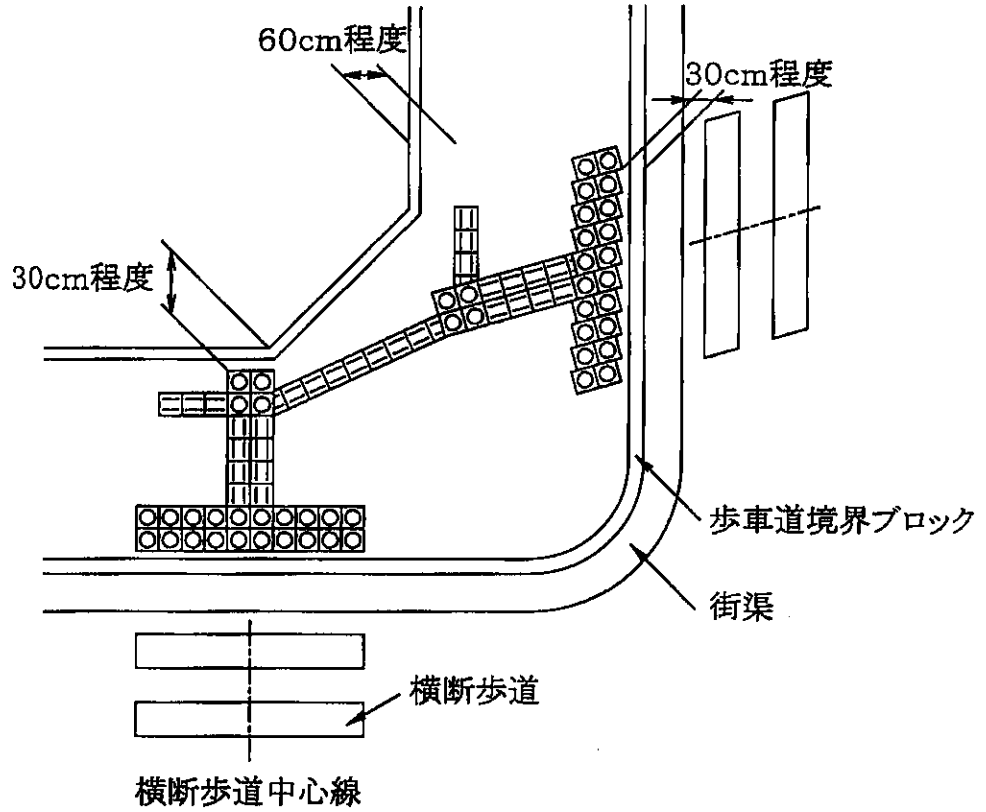
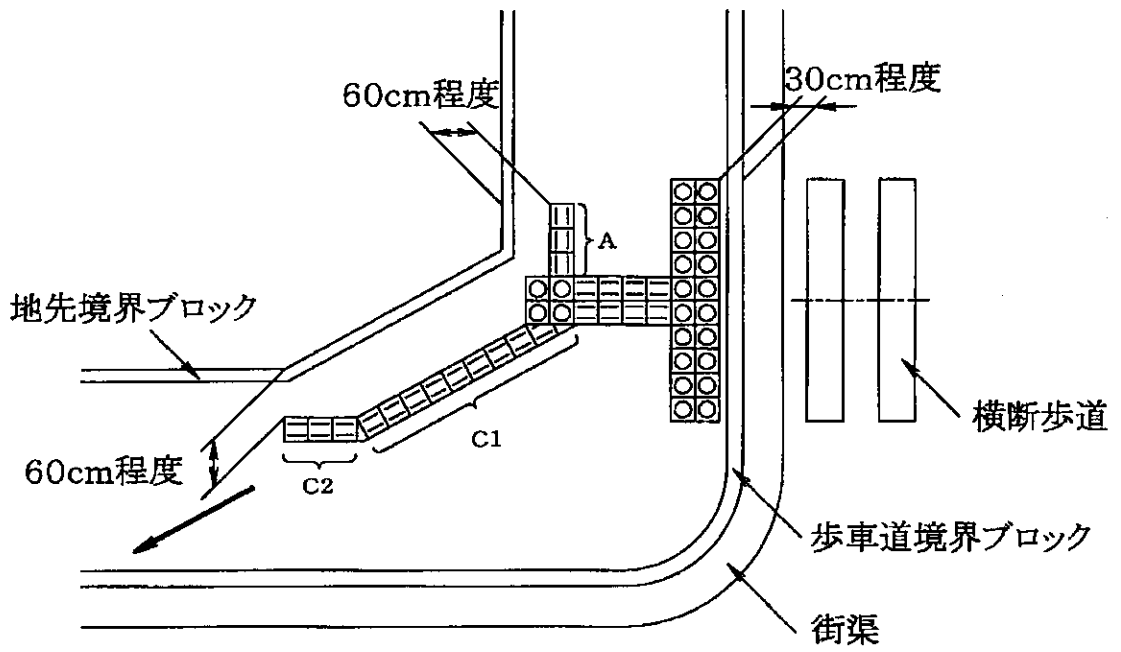
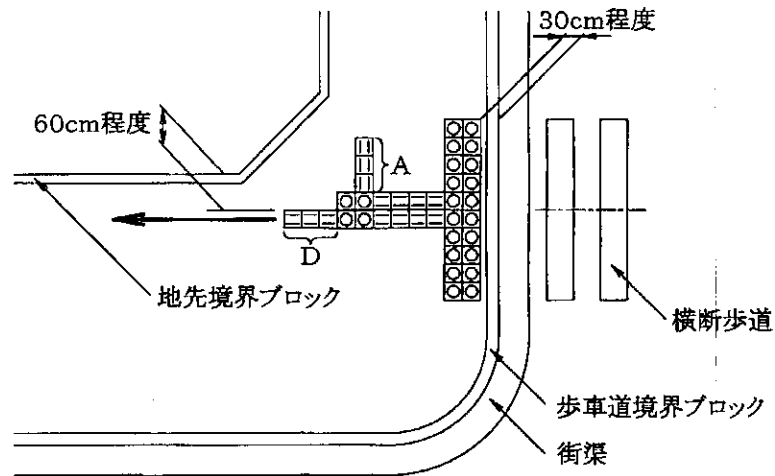


図3-34



線状ブロックの突き合わせ部分の形状は
図3-4の屈折部と同様。

図3-35



④-2. 歩道巻込部

歩道部から連続的に誘導する場合と異なるのは、歩道部を誘導している線状ブロックが無いという点だけである。それ以外の敷設の基本形状は、「③連続誘導がある場合」(p22) に準ずるものとする。

線状ブロックについては、横断歩道口部の点状ブロックに接する形で2列に敷設し、長さについては、2枚分のみ敷設するものとする。

なお、当初、連続誘導がなく、車道横断のためだけに視覚障害者誘導用ブロックを設置していた箇所（線状ブロックを2列敷設した箇所）において、その後、歩道部から連続して誘導（線状ブロックは1列敷設）することになった場合は、連続的に誘導してきた線状ブロック（1列）は、2列ある車道横断部の線状ブロックの内の官民境界側の1列に接続することを基本とする。

<解説>

横断歩道口部のみ敷設しており、その後連続的に誘導することになった場合は、交差点中央部から少しでも離れた側への誘導を行うよう配慮して、2列ある車道横断部の線状ブロックの内、官民境界側の1列に接続する。

図3-36 横断歩道口部が進行方向の1方向のみの場合

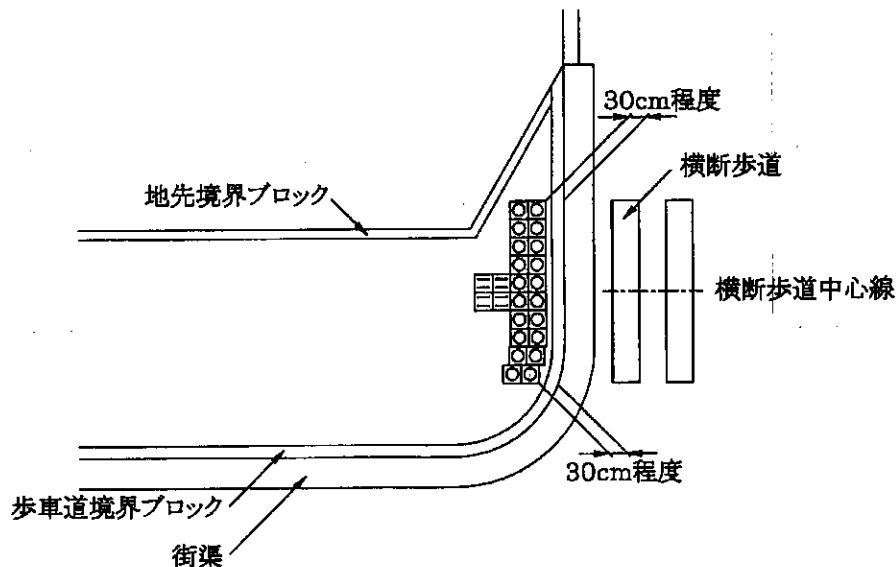


図3-37 横断歩道口部が2方向ある場合

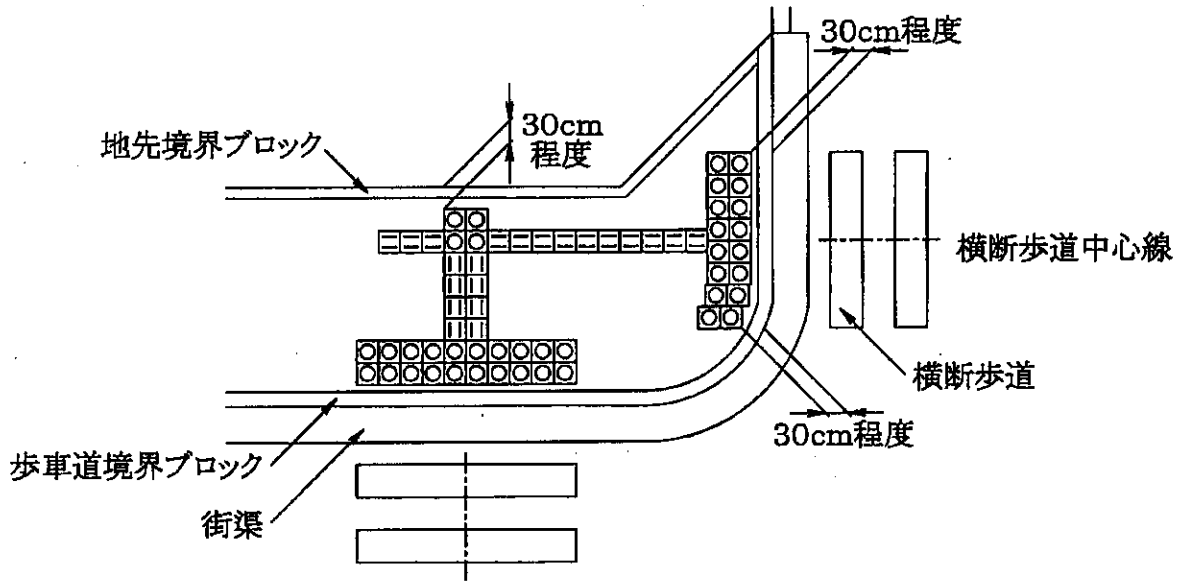
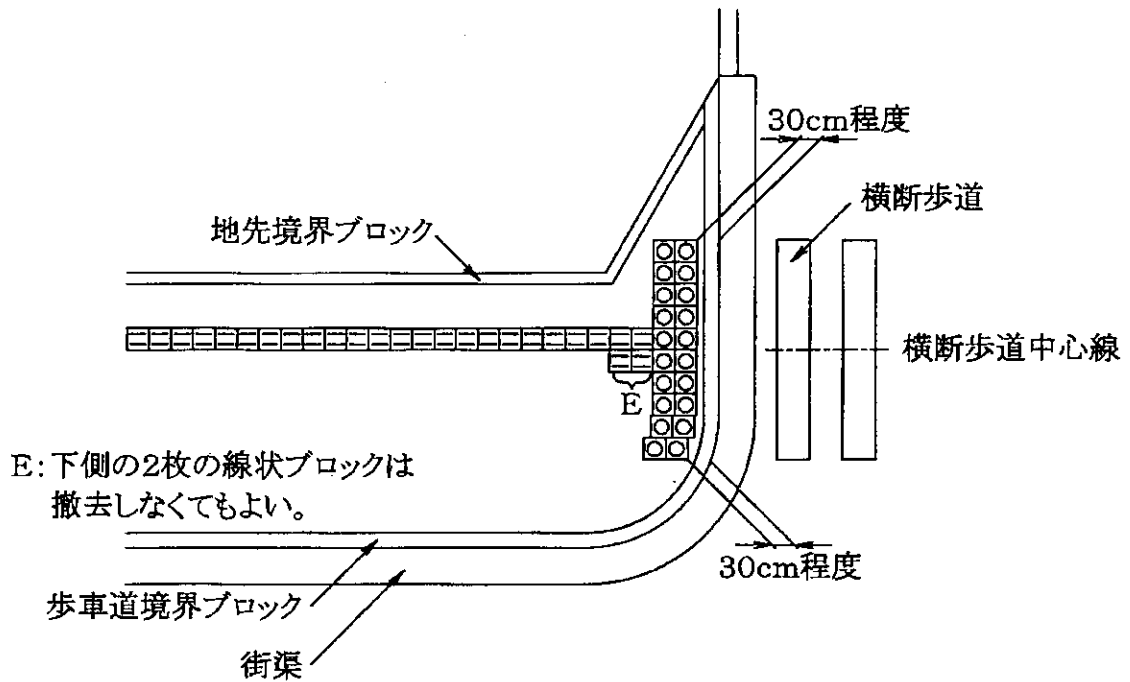


図3-38 横断歩道口部のみ敷設しており、その後連続的に誘導することになった場合



④-3. 歩道の途中

歩道部から連続的に誘導する場合と異なるのは、歩道部を誘導している線状ブロックが無く、それとの交差部について考慮する必要がないという点だけである。それ以外の敷設の基本形状は、「③連続誘導がある場合」(p22)に準ずるものとする。

なお、歩道部を誘導する線状ブロックがないため、歩道の向きの案内用として、歩道に沿った方向に線状ブロックを3枚敷設するものとする。敷設に際しては、ブロックの端から官民境界まで60cm程度確保した位置に敷設するものとする。

<解説>

歩道幅員が2.1m未満の歩道においては、すぐそばの民地側の塀や建物により、歩道の向きの確認が容易であると考えられること、また、この3枚の線状ブロックが、かえって横断歩道口部の視覚障害者誘導用ブロックの敷設パターンを分かりにくくすると考えられることなどから、図3-41に示す形状で敷設し、歩道の向きを案内するための線状ブロックは敷設しない。

図3-39

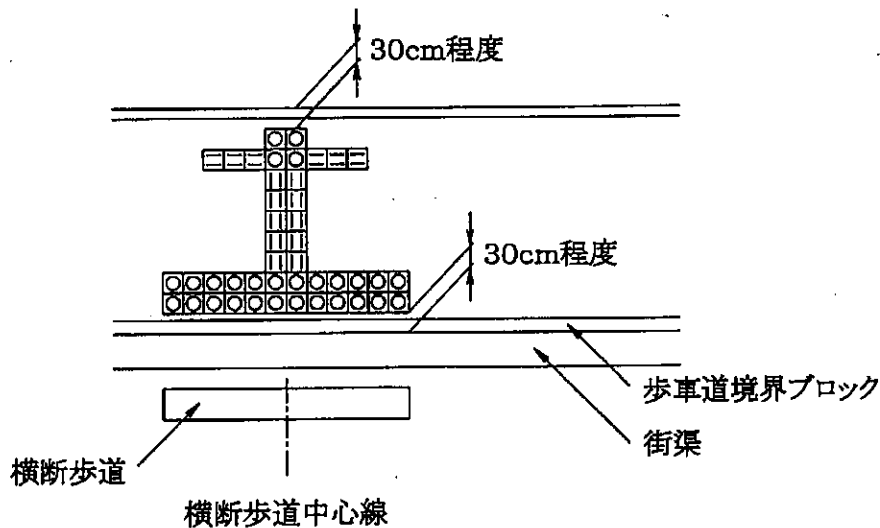


図3-40

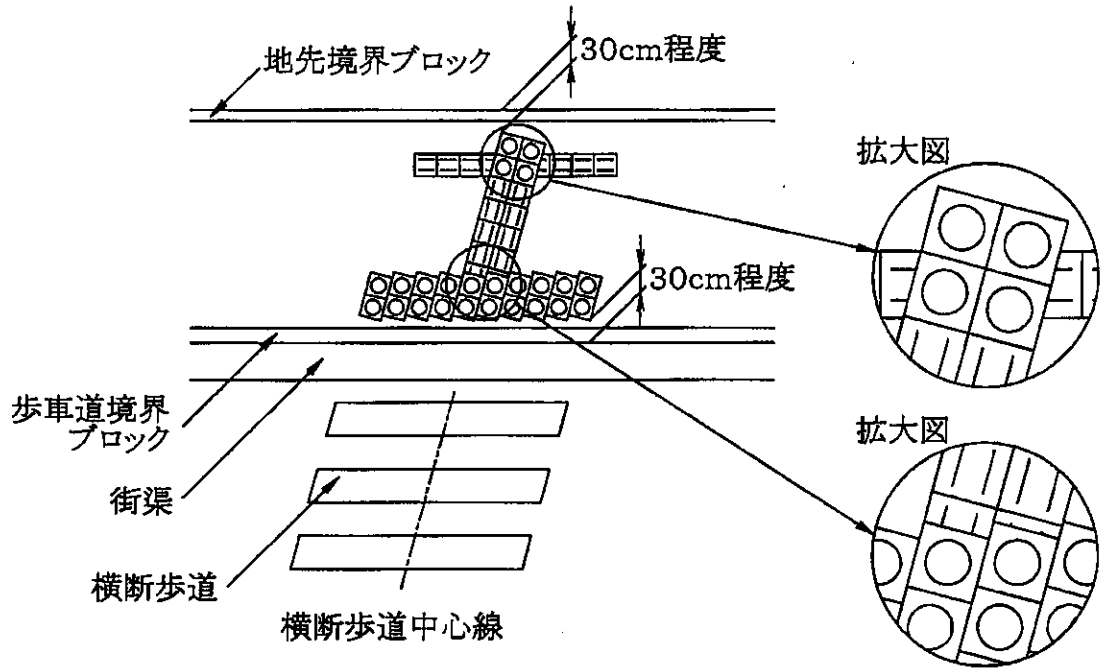
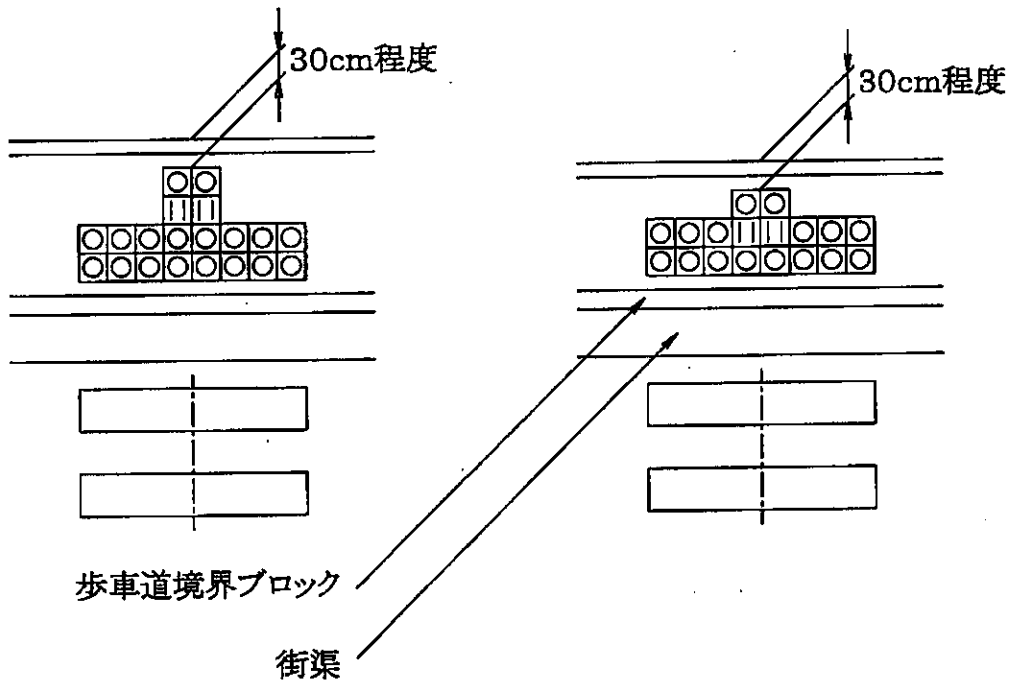


図3-41

歩道幅員：1.80m～2.10m未満
の場合

歩道幅員：1.50m～1.80m未満
の場合



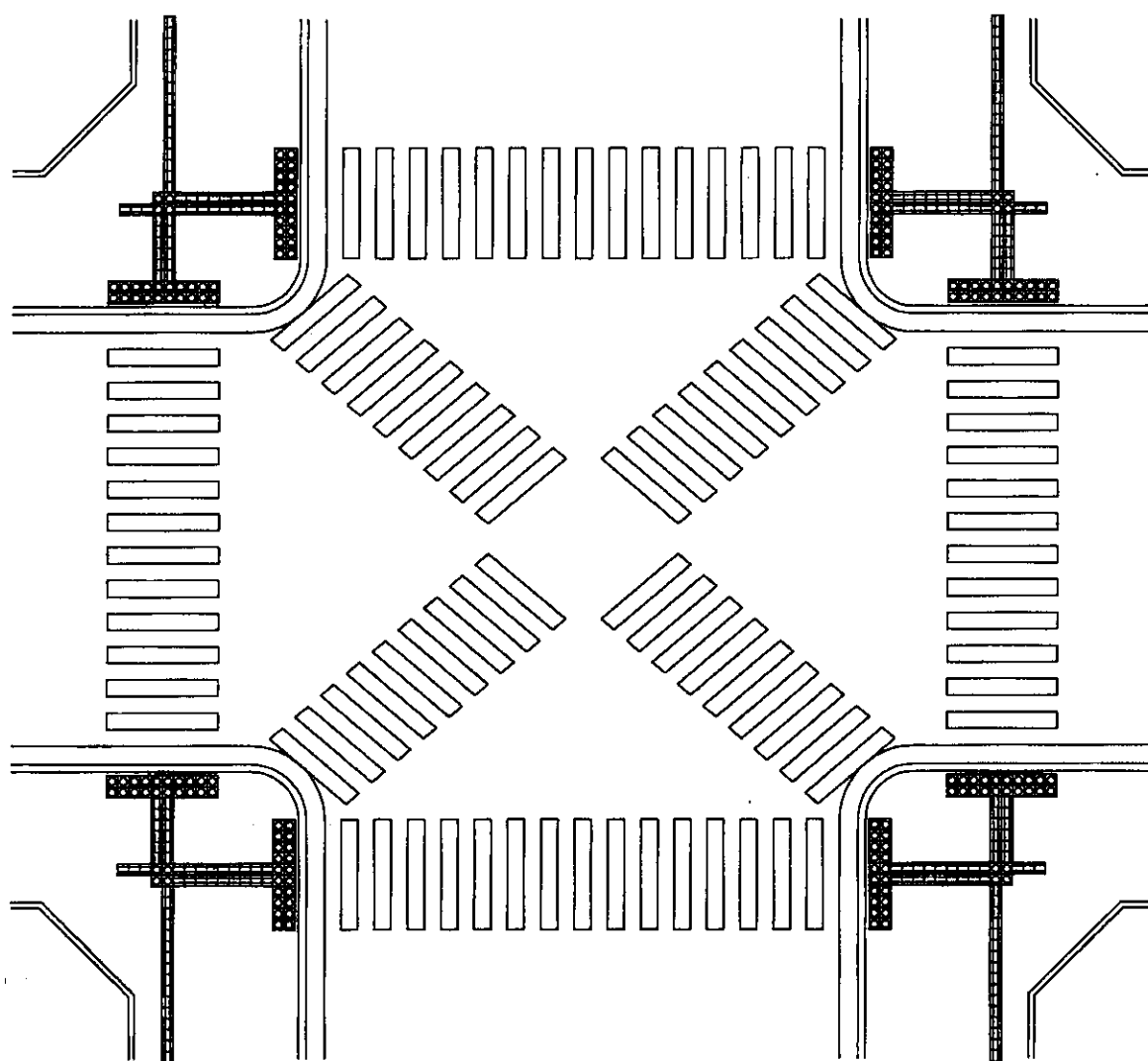
⑤ スクランブル横断歩道での敷設

斜め横断方向については、視覚障害者誘導用ブロックは敷設しないものとする。

<解説>

斜め横断方向を視覚障害者誘導用ブロックにて案内すると、交差点での視覚障害者誘導用ブロックが非常に多くなり、かえって混乱を招く危険性がある。また、視覚障害者にとって、横断歩道をまっすぐに渡りきることは難しいようである。個人差はあるものの、最大で、左右それぞれ45° ぐらいのズレが生じる場合もある。斜め横断を行った場合、車道を一度で渡る距離が多くなるため、一般の横断歩道を渡る場合以上に、目的方向から大きく外れてしまい、現在地と方向を見失ってしまう恐れがある。このため、斜め横断方向については敷設しないこととした。

図3-42



⑥ 自転車横断帯がある場合

自転車横断帯が設置されている場合は、横断歩道口部、歩道巻込部ともに、自転車横断帯には敷設せず、点状ブロックを横断歩道の幅に合わせて敷設するものとする。

図3-43 連続的に誘導する場合

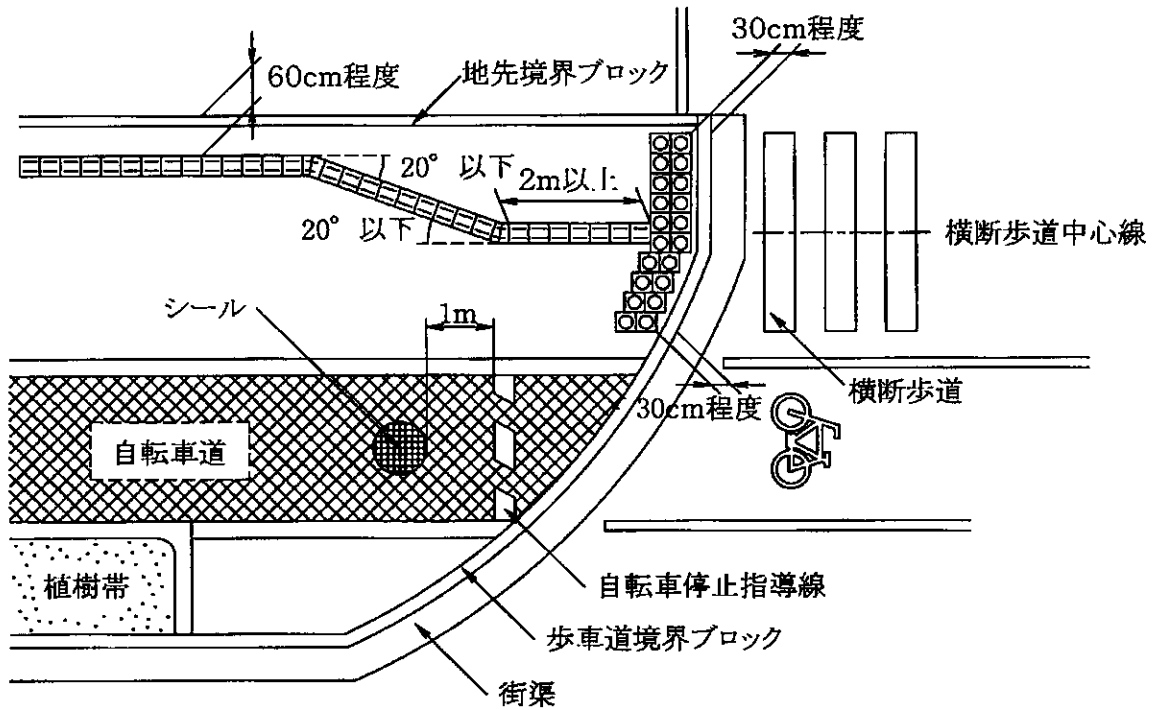
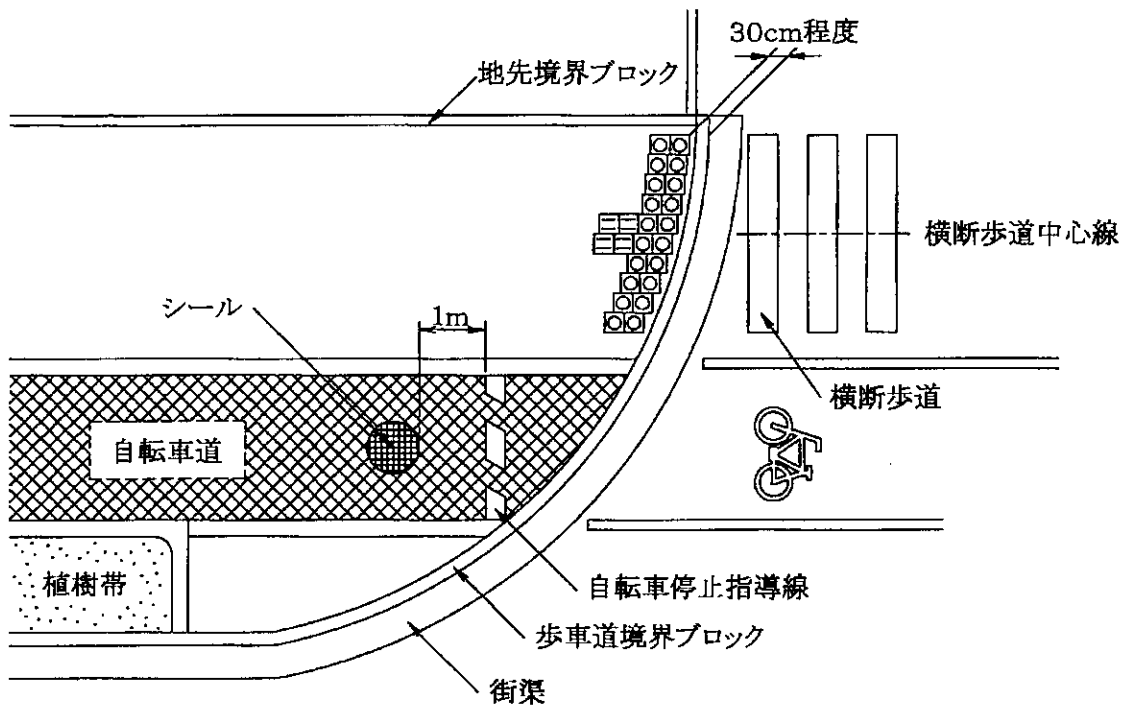


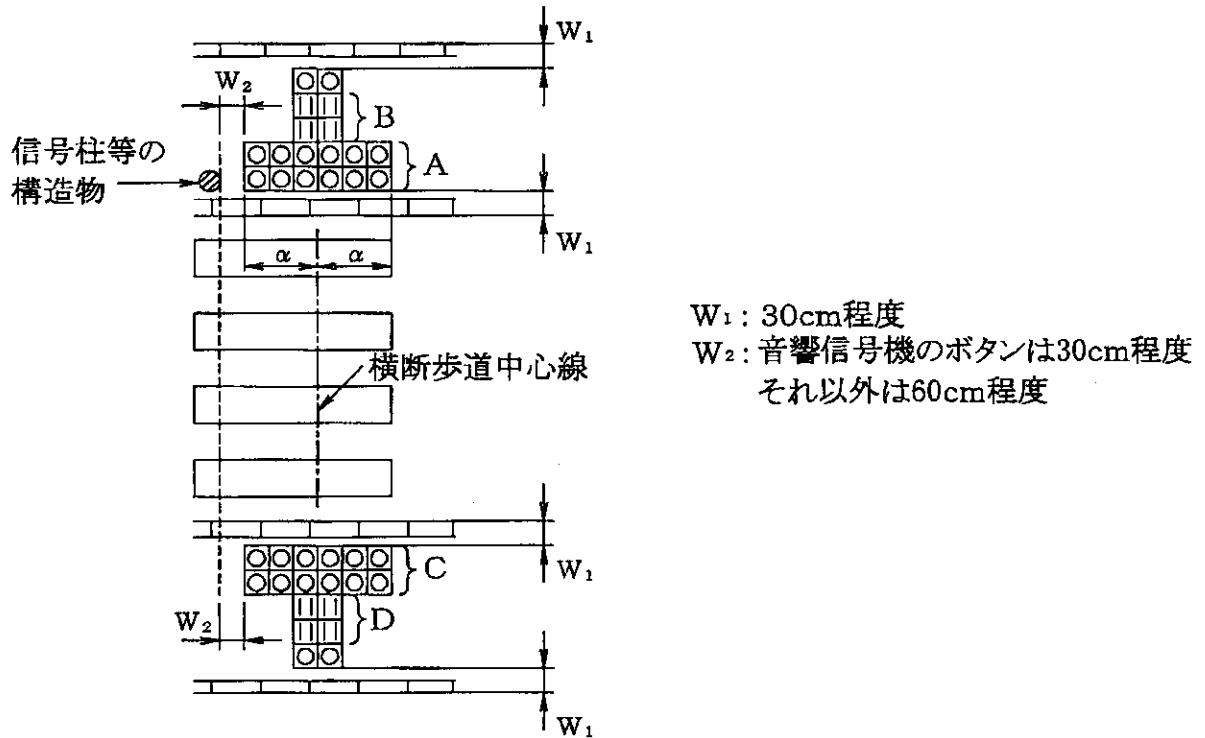
図3-44 横断歩道口部のみ敷設する場合



⑦ 信号柱等の構造物がある場合

横断歩道口部、歩道巻込部に信号柱等の構造物がある場合は、これらの構造物から30～60cm程度離して敷設するものとする。

図3-45 信号柱等の構造物がある場合



- 注1) A部分の点状ブロックは、接近しない方が好ましい構造物から W_2 離して設置することが望ましい。
- 注2) B部分の線状ブロックは、A部分の点状ブロックの中心部に設置することが望ましい。
- 注3) 対面側の点状ブロック(C部分)及び線状ブロック(D部分)についても、同様の措置を取り、C部分からA部分にわたる視覚障害者が当該構造物に接触しないようにすることが望ましい。